

労務単価改正に伴う歩掛世代の追加と消費税改正の対応について

平成 26 年 4 月 1 日

平素は土木積算ソフト『ゴールデンリバー土木』をご利用いただき誠に有難うございます。

平成26年2月の公共工事設計労務単価改正に伴い、労務単価の割増賃金係数を使用した道路除雪工の歩掛や港湾歩掛の労務計算に使用される船舶係数の変更を行いました。

表紙画面の国土交通省(土木)と(港湾)に「2014年02月度」の歩掛世代が追加されます。

又、平成26年4月1日の消費税改正に伴い、経費計算で使用する消費税率を5%から8%に変更しました。

表紙画面の歩掛世代追加

歩掛情報	標準積算
国土交通省(土木)	2014年02月度
農林水産省	2013年04月度
厚生労働省	2013年04月度
国土交通省(港湾)	2014年02月度
国土交通省(宮籍)	2013年04月度

新規設計書作成時、表紙画面の国土交通省(土木)と(港湾)の歩掛世代は「2014年02月度」が選択されます。平成26年2月の公共工事設計労務単価改正に伴い割増賃金係数を使用した除雪歩掛や港湾の船舶係数の変更に対応しています。

※既に作成した設計書は、作成した時点の歩掛世代がそのまま表示されます。

※港湾歩掛を使用するには港湾オプションが必要です。

経費画面の消費税率変更

契約保証費	0.04
一般管理費積上分	
工事価格	
消費税相当額	8
請負工事費	

平成26年4月1日の消費税改正に伴い、経費画面の「消費税相当額」で使用される消費税率が自動的に「8%」で計算されます。

※既に経費計算した設計書は、計算した時点の消費税率でそのまま計算されます。

ご不明な点はゴールデンリバー土木サポートダイヤルにお問い合わせください。